

福祉委員会

開催日	令和元年12月16日
時間	午前9時00分～午前11時30分
場所	委員会室
出席議員	飛永 勝次、下堂 蘭 稔、伊藤 嘉起、加藤 光則 岡山 克彦 富田 雄二、山内 徳彦 (久野 茂議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 舟橋人事秘書課長 岡田人事秘書課課長補佐 後藤企画政策課長 平子総務部長 岩田財政課長 栗本市民環境部長 石田市民環境部次長兼産業課長 伊藤市民課長 藏城市民課課長補佐 篠田保険年金課長 島津生活環境課長 河口健康福祉部長 加藤健康福祉部次長兼子育て支援課長 佐古健康福祉部次長健康推進課長 鈴木社会福祉課課長補佐 古川高齢福祉課長 酒井高齢福祉課課長補佐 寺社下子育て支援課主幹 犬飼子育て支援課課長補佐
関係職員	浅田議会事務局長 高山議事調査課長 川村議事調査課課長補佐
議案又は協議事項	1. 福祉委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時00分 開会)

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから福祉委員会を再開いたします。

傍聴者はおみえでしょうか。

議事調査課課長補佐 (川村 幸一君)

一般傍聴人はおみえになりません。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

今日は、健康福祉部所管の議案第67号 工事請負契約 ((仮称) 西枇杷島児童センター新築工事) の一部を変更する契約の締結についてを11日に引き続き審議していただきます。

最初に、提出されています資料の前回からの変更点の説明を受け、その後、現地視察を行い、戻りましてから詳細説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、議題について、配付されておる資料の説明をお願いいたします。

河口部長。

健康福祉部長 (河口 直彦君)

健康福祉部長の河口です。よろしくお願いいたします。

本日、4枚の資料をお配りさせていただきました。その資料の説明をさせていただきます。

まず、参考資料の1につきましては、こちらは図面でございます。今まで配付させていただいておりました図面の詳細となっております。

凡例の2番につきまして、前回の図面では外構擁壁の変更となっておりますところ、3項目に細分化させていただいております。

また、参考資料の2につきましても、2番の外構擁壁の変更を①の外構擁壁の新設、そして②の外構擁壁の変更と、この2つに細分化するとともに、変更前の金額をわかりやすくするために、減額金額と増額金額の精査のほうをさせていただいております。

参考資料の3につきましては、先ほどの参考資料の2の内訳をもう少し詳しく細分化した明細となっております。

最後に、参考資料の4につきましては、参考資料の1の図面を見ていただきまして、凡例の2の②のアで赤く記してある場所の擁壁の変更前、そして変更後の標準断面で擁壁の構造変更がわかる資料としてつけさせていただいております。

説明は以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、ただいま公用車にて現地の視察に向かいます。

皆さん、資料をお持ちになって、南館西側の公用車の駐車場に御参集ください。

それでは、お願いします。

（ 時に午前 9時02分 休憩 ）

（ 時に午前10時10分 再開 ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、委員会を再開いたします。

当局に詳細な説明をお願いいたします。

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。よろしくお願いします。

本日配付させていただきました図面のほうをごらんください。

まず、初めに、凡例の1番ですけれども、汚染土・汚染汚泥処分というところで図面で青く記してある箇所の中にありますけれども、こちらについて説明をさせていただきます。

まず、杭打ちを施工する際に発生する汚泥処分、こちらのほうには汚泥が汚染されていないという証明が必要になってきます。そのため、同一工事用地内でサンプリング検査を実施したところ、自然由来とは思われますけれども、基準値を超える砒素が検出されました。基準値を超える砒素が検出されたことにより、土壤汚染対策法にのっとり、汚泥の処分には汚染汚泥として処理することが必要になったこと、それに加えて工事用地内で発生する掘削土は流用利用ができなくなり、汚染土として処理する必要が生じました。これにより、汚染土及び汚染汚泥の処分費、そして掘削土を埋め戻しなどに利用する予定であった場所で新たに必要となった土の購入費用が発生することにより変更が生じたものであります。

続きまして、2の②外構擁壁の新設につきましては、工事用地内で砒素が検出されたことに伴って、工事用地内で発生した掘削土は汚染土として処分する必要が生じました。砒素が検出された後、その影響について業者と協議する過程において、駐車場用地の当初設計にある計画地盤高は、隣地との地盤高等を考慮して、現在の地盤高、これは施工前の地盤高ということですが、これより20センチほど低くするとしておりました。その場合、土をすき取って地盤高を調

整する必要があります、その際に発生する土の処分につきましても、汚染土として処分する必要があります。それに要する費用として550万円ほど必要になることが判明しました。そして、それにかわる方法として、駐車場用地の計画地盤高を下げることなしに現在の地盤高をベースとした場合どのようになるのかという点について検討いたしました。その場合、施工後の地盤高が当初設計にある計画地盤高より20センチほど高くなることにより、土圧の計算上、当初計画していた擁壁の構造では構造計算上、擁壁強度が不足するため、擁壁の構造を変更し、強度を高める必要があることが判明しました。この構造変更内容につきましては、本日配付いたしました参考資料の4のとおりとなっております。

そこで、両施工方法の費用比較をしましたところ、擁壁の構造で変更し施工した場合、185万円ほどで施工ができ、当初予定していた工法で行うことより350万円程度工事費が削減できることが判明しましたので、駐車場用地の計画地盤高をすき取ることなく現在の地盤高をベースとすることにいたしました。これにより図面の2番の②ア、赤く記してあります駐車場西側の外構擁壁及び図面2の②イで水色で記してあります東側の境界ブロックの変更が生じたものであります。

続きまして、図面の2の①で黄色で示してあります児童館南側の外構擁壁につきましては、老人憩いの家との境界において図面に黄色で示してある箇所の新たに新設することとなった外構擁壁部分には既存の境界擁壁が埋まっていたのですが、擁壁のベースが駐車場の地盤高より高い場所にあったため、既存擁壁を撤去するなどの理由により、新規でL型の擁壁を建てる必要が生じたため、変更が生じたものです。

続きまして、図面の3番で緑で記してあります既存倉庫基礎杭撤去につきましては、既設倉庫を撤去する際に、当初は予定していなかった基礎杭が既設倉庫に打ってあることが新たに判明したため、基礎杭の撤去が生じたため変更が生じるものであります。

以上で、説明のほうは終わらせていただきますが、最後に、このたびは12月11日の福祉委員会において当局の資料が不十分であり、説明を十分に行うことができなかったことにより当議案の採決が未了となり、本日このように再度福祉委員会を開催し、委員の皆様にご迷惑をおかけしたことににつきまして深くおわび申し上げます。

まことに申しわけありませんでした。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

ただいま健康福祉部長からもおわび申し上げたところではありますが、今回の件につきまして当局側の現場の状況管理、状況把握が至らなかったことにより、委員の皆様方の質疑に対し十分な説明ができなかったことにつきましては深くおわびを申し上げます。今後このようなことが起きないようにしていくとともに、変更契約議案の変更内容等について議会等への報告等も含めまして、どのような形で行っていくのがいいのかということを他団体の状況等を調査研究させていただきまして、内部で考えていきたいというふうに思っております。

このたびは申しわけございませんでした。よろしく願いをいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

加藤です。

今日、改めて見せていただいて、幾つか質問を再度させていただきたいと思います。

まず、1つは、前回の質疑の中でも出てきましたけれども、土壌汚染の問題、今、説明があったわけですがけれども、改めて、整理する上でお聞きします。

土壌汚染対策、今、法律に基づいてというお話があったわけですがけれども、さまざまな対策があると。その対策に対して費用や工期に違いがあるようですがけれども、今回、場外搬出して適正に処理を選んだわけですね。こういう方法ですね。この方法をいろいろ調べてみると、費用は高いけれども、工期というのは短く済むという対策だと。いろいろある中でこの方法を選ばれたというのは、再度どうしてかということをお聞きします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

汚染土の処分につきましては、先ほど委員が言われましたように、いろんな方法があるということも理解しております。

例えば、その中の1つとして、その現場においてその土を保管等をして、攪拌等をし、基準値

を下げてクリアするという方法もあるというのは理解しておりますけれども、今回、このような方法をとらせていただいたことにつきましては、工期の問題もございますので、場外搬出をし処分をするという方法のほうをとらせていただいたということになります。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

わかりました。

続いての質問ですが、外構擁壁の変更についてお聞きします。

今日見せていただいた、新たにいろいろまた現場を見る中で、いろいろ自分の中で考えるところがあったんですけども、たしか6月の委員会の審議の中で、2メートルのセットバックの質疑が出ておまして、設計事務所との間の話で検討していただいて、予算的には変わらないですねというような念押し意見が出ておったと思うわけですけども、そのときというのは、今回新たに出てきたという問題に対してはどういうふうにとらえればいいんですかね、あのときに質疑の中で誰かが念押しされておったように思うわけですが。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。

セットバックの関係につきましては、児童が安全にこちらの児童館まで移動ができるような形でセットバックをさせていただいているということもありますので、そのところで当初は安全確保のために児童が学校から児童館へ行くまでに安全の確保のためにセットバックをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

その辺で設計事務所との話で検討していただいてというやりとりがあったと。それで、今日、現場で見せていただくと、建設屋さんのほうが自分とここで間違えたということで、自分とここで費

用を持つんだというような説明だったように私は受け取ったんですけども、この間、清須市の建設工事監督要領、これを改めて見せていただくと、適切かつ円滑な実施を図るためとして、工事の監督業務について定められているわけですけども、監督業務の内容を見ると、工事請負契約書に定められた事項を適正に処理することということのもとにいろいろ書かれておるわけですよ。その辺については6月でも審議をしたわけですけど、現場との関係でどういうふうに風通しされておったのかなと。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課、犬飼です。

現場との監督工程管理ですとか、工事の進捗につきましては、2週間に1回、定例の工事の打ち合わせを現場事務所のほうで開きまして、発注者と施工者、あと施工管理者の三者で打ち合わせをしておりました。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

そういう2週間に一度ということですよ。今日も図面を見せていただいて新たに現場へ行くと、車が入ってきたところの印が打ってなかったとか、いろいろあるわけですよ。私も何回かこの間、を見せていただいておりますよ。例えば、あえてお聞きしますけれども、前回の委員会のときには、今日の見せていただいた外構の擁壁のところ、コンクリートを打って、型枠して、既存の両サイドのところは埋まってなかったんですね。それで、今日行ったら、金曜日ぐらいに型枠をとられて埋められてたんですよ。コンクリートを入れた時期もこの間からの審議の中でわかっておるんですけども、強度的な問題でああいう擁壁をやられたわけですけども、私どもが見ると、1週間もたたんうちに型枠をとって埋め戻しがされとるんですよ。委員会の中でもいんなことを言われたわけですけども、あれは強度的には大丈夫なんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

間違っつけられた擁壁につきましては、写真等を撮って配筋等のチェック等を済ませた上で、記録を残した上で施工していると聞いておりますので、今回埋め戻しをされて、作業のほうはこれだけ進んでしまっておったんですけど、その部分に関しては確認できるように一部を残して埋め戻しの指示をしておりました、私のほうで。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

この間、論議されとる中で、いろいろこの問題が出ておるという中で、埋め戻すのもわかっておったのね。それで、検査もしとるとのことなんですが、強度的には検査されたわけですか。乾いとるかどうかも含めて、1週間たたんかぐらいで型枠をとって埋めた。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

コンクリートは現場打ちで打設した擁壁について、どれぐらいコンクリートを流してから型枠を外してそのまましておくのかというところの専門的な期間というのは、今どんどけですというお答えはできませんけれども、業者と設計会社の中で、打設後、埋め戻した期間については適正であったというふうには理解しております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

適正だったと。

いろんな部分で工事日についても現場でお聞きすると、休みの日もやられとった下請さんで報告がなかったとか、いろんなことが先ほど新たに委員さんの質問の中で明らかになってきてるんですよ。

そういう中で2週間の1回の現場での打ち合わせみたいな形でやられとるとのことなんですけど、その辺の1つは手続や手順、こういったところに大きな課題があるんじゃないかなと思うんですよ。

副市長のほうからもありましたけれども、その辺はしっかりやっていただかんと、後々またこ

ういったことが出てきますので、なかなか専門外の部分で福祉の人たちがそういった現場監督要領に基づいてやっていくというのは難しいかと思うわけですが、やはりこれは大きな税金を使われてやる工事でありますので、しっかり行っていただきたいということ。

それから、もう1つ、今、全国的にこういった工事の変更ていろいろあるみたいで、1つはですね、まだ清須市はないわけですが、国土交通省や愛知県、その他の自治体でもつくられるところはあるんですけども、営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン、こういうのがあるわけですね。そこに遵守した考え方に基づくと、ああいった問題というのは議会の審議との関係で、軽微な設計変更であるというような判断でいいんですかね。今回、私自身が納得させなかんもんだから、そのガイドラインに基づいて、今、いろんな自治体で同じようなところがありますわ。あれをどう見るかという判断基準ですけど、それに基づいて遵守した形で、あの問題というのは軽微な設計変更による措置だったんだという判断で自分を納得させていいかというところでお聞きします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今、委員がおっしゃられたように、今回の案件について軽微かどうかという議論につきましては、考えるところによって多々違うと思いますけれども、今回、我々として、砒素が出て、その後、いろんな変更事項が生じたということについて、議会の方々について報告せずにゴーサインのほうを出して施工のほうをしたということについてですけども、今回のことをこのような形で皆様に御迷惑をおかけすることにもなっておりますので、今後、清須市としてどこまでが軽微でどこまでが事前にとということについても、今後は一度考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

いろいろ出てくると、国のガイドラインに基づいて遵守した考え方でいろいろつくられとるんですよね、多くの自治体で。それぞれの自治体の対応というのは大事になってくる問題ですから、そのときによっては、この問題についても本当にやらないかん部分というものもあると思うんです

よ。物の見方、考え方が国のほうも基準をこのガイドラインで示されておりますので、それとあわせてこれも検証していくということも私は大事な1つの今後の課題としては抑えておかないかん問題だと思いますので、その辺もしっかりやっていただくと。

私は思うんだけど、福祉部がこういう建設に類や何かは無理が出てくると思うんですよね。その辺も全庁的にとらえて、それぞれの課題に対してどう対応していくかというのがやれるような体制をつくっていくということが大事でありますので、しっかりその辺は取り組んでいただきたいということで、最初の質問というか、また出たら言います。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑のある方、挙手をお願いします。

山内委員。

山内 徳彦委員

関連で質問なんですけど、前回質問させてもらったんですけども、今回新しい児童センターができるということで、旧の児童センターの利用について御質問させてもらったんですが、今は進捗はどのような感じになっていますか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

岩田課長。

財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

委員会で御質問があったと認識はしておりませんが、現在の西枇杷島児童館につきましては、令和2年度に限っては、令和2年度に行われます国勢調査の事務作業のスペースとして活用させていただくこととしております。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

山内委員。

山内 徳彦委員

令和2年、あと1年あるわけなんですけれども、これが終わったら、また近隣の環境を考慮した上での利用の御検討をお願いいたします。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

ほかに質疑のある方、挙手を。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

先ほど現場のほうでお聞きしましたところ、現場監督も把握しとらんし、下請が勝手にやったんだというような話もされとったんですけど、要は、現場管理がずさんであるということで、2週間に1回は現場監督と設計事務所の打ち合わせもやっておったという中で、多分、こちらも聞かされてなかったことも出てきたわけですよ。そういうところは今日も現場でお聞きした40センチずれとったのを掘り返して、また解体したと。そのときに汚染土が発生しなかったですという言い方をされたんですけど、現場管理がきちんとされとらん現場監督の口から言われると信用性が薄いんだよね。西枇小学校の目の前ということもあって、工事の施設が児童センターということで、本当にお母さん方もいろんな方が楽しみに待ってみえるところで今回の変更工事。変更工事に当たるかどうかはわかりませんが、土壌汚染の処理をする工事が行われとるといった中で、先日も委員会の中で申し上げたかもわかりませんが、市として本当に大丈夫なんだというのをもう一度検査するとか、向こうでやっていただくということはできんのですかね。

施設そのものは喜ばれる施設なんですけど、土壌汚染でいかれると1.1倍がすごいとかすごくないとか、基準が超えてる以上はてなるんで、父兄の方も不安があると思います。その辺はどのようにお考えか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

再度、再検査をしてというお話ですけれども、そこら辺は、完成時には恐らく土がむき出しのところはございませんし、もし、そういうところがあったとしても購入土で埋めてある状況であります。

ただ、今、工事エリア内で掘削してあるところもございまして、そういったところでまたサンプリングをしてどうだというのを検査することについては、一度、業者とも話し合いをした上で、やるかやらないかというところは、やって意味があることでしたらいいんですけど、かなり掘って、埋めてやっておりますんで、もともとのその辺の土がどういうふうな状況かというのを

調べるのかどうかということについては、一度検討のほうはしていきたいと思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

もう1点、先ほど加藤委員のほうからもありましたが、コンクリートを打ち終わって埋め戻しがあまりにも早いと。当然、コンクリートの強度がピークまで達するには数週間は最低でもかかるわけで、あの時点であれだけの土圧に耐えられるというのも、市のほうも、向この説明だけで納得されたんでしょう。どこが納得できるところなのかな。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

委員おっしゃるとおり、我々のほうがつくったものについて、この土圧に耐えられるものは、そうだね、違うねという判断は、当然、我々としてはつきかねるところであります。

ただ、土圧計算書において、設計監理の専門家のほうが、この土圧でいくと、図面を見ていただきますとわかるんですけども、配筋が1本から2本になっております。厚みも増えて、ベースのところも長くなっておる、そういったものにおいて今回の土圧はこの擁壁で足りるんだという計算上そういうふうに出たと聞いております。それが市として、その言っておることが正しい、正しくないというのは、正直、我々は専門家ではございませんので、判断がつきかねるところであります。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

配筋とか云々でコンクリートの強度が出て初めてその強度が出るわけだわね。その前に、埋め戻す時期が早過ぎないかというのが加藤委員からの質問だったわけです。埋め戻すのに何か急ぐことがあるのかなと思うんだけど、何をこんな短い期間で埋め戻したのかということです。コンクリートの強度が出てないですよ。現時点でも出てないですよ。その判断を今、埋め戻しても耐えられるという判断は設計事務所がされた。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

そのとおりです。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

設計事務所が責任持ってやってみえるならいいんじゃないですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

参考資料の1で、現場で伊藤委員のほうから質問があって、赤い印で一番上のところが、2の2の部分の外壁工事は塗ってなかったと。ここを赤にすると、例えば、下の黄色、これは原寸で縮尺でやってあると思うんですが、下の黄色が2の1が黄色が13メートルの長さで、赤いのが27メートルだとすると、今、目で見ても、上も赤にして、これをずっと赤にしたら、これが原寸の縮尺図だったら27メートルどころの騒ぎじゃないように思うんですけども、この辺は合っているかどうか確認をして質問をしたいと思います。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

図面上合っていると私どもは認識しております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

認識ということであれなんですけど、今、ボールペンで長さをはかっても違うわけですよ。黄色が13メートルで、この図面というのは縮尺図ではないわけだね。イメージ図だと思って見ればいいのか。設計上の縮尺図ではないわけだね。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

暫時休憩といたします。

(時に午前10時40分 休憩)

(時に午前11時20分 再開)

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

当局からの説明を求めます。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長 (加藤 久喜君)

先ほどから大変申しわけありませんでした。

先ほどの27メートルのところなんです、先ほど現地のほうで見ていただきました図面の止まれのところのラインの赤のところ、大変申しわけありません、抜けておりまして、あと、縦ラインの西側の一番下のところの外構の階段のところですが、そちらの一部分が少しあるかと思いますが、こちらのところでコの字の形になるかと思いますが、こちらの箇所が27メートルというところでありました。一番下の赤のラインにつきましては間違いでありました。

大変申しわけありませんでした。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

他に質疑はございませんか。

下堂副委員長。

福祉委員会副委員長 (下堂 稔君)

先ほど来からいろいろと説明をいただきまして、2週間に一度ほどの現場担当者との立ち会いをやっているというふうなお話をお聞きしました。施工計画書というのは一応出しておるんですよ。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長 (加藤 久喜君)

業者のほうからはいただいております。

以上でございます。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

下堂副委員長。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

まとめになるかわかりませんが、ここまで問題が大きいと顛末書、設計事務所なりもらうか、勝手に日曜日に工事に入られるような下請を持っている工事業者にペナルティーを課すか、何かそういう考えはありますか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

前回の委員会のほうでもそういった話、いろいろ不手際が出てきております。業者ですけども、施工業者及び設計監理のほうをやっておる業者につきましては、前回の委員会の当日よばっているいろいろ厳しく叱るとともに、何らかの形で紙面のほうで、まさに今、顛末書という言葉が出ましたけれども、そういったものの提出については求めておる最中でありまして。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑のある方、挙手をお願いします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

質疑も出尽くしたようですので、私のほうから1つ、2つ質問をさせていただきたいと思っておりますので、委員長の職を下堂 蘭 副委員長にお願いをいたします。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

副委員長の下堂 蘭 です。

これより委員長の職に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑を受けます。

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

2日間にわたる審議の中でいろいろと詳細に委員の方から質問がありました。最初に出てきた段階の図面とでも全然こういった形で違うわけですし、見積もり金額も出てきておると。最初これは委員が求めなければ出てこなかったわけなので、こういった点は十分に反省していただきたいなという気持ちでいっぱいでございます。

その中で、1つ、2つまた聞かせてもらいますけども、1つは、まず、砒素が出て、この処分工事をしているわけですね。処分をして土壌汚染法にのっとって法令遵守をして処分をした、また、影響が出ないように工事業者といろいろと考慮しながら安全な施工をして、西枇杷島児童館は完成をして、市民にサービスを提供していくという道筋が出ていくと思うんですけども、こういうことがあったけれども、近所の方は多分御存じだと思うんですね。利用されるお母さんもひょっとした御存じかもしれませんが、こういったことに関して、法令にのっとって処分をしたということと、安全な施工をしたということをおこの利用者の方に何らかの形で、以前知らせますかというお話をしたら、それは予定しておりませんという返答だったんですけども、それはいかがかと思うんですけども、改めてこの点についてお聞かせ願えますか。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

当局、答弁。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。

今、委員長の言われましたとおり、今回、私どもの答弁不足のところがありまして、大変御迷惑をおかけしたところもありますし、市民の方にも当然御迷惑をおかけしているところがありますので、広報ではなくて、例えば、児童館のところに関しまして、書面等で掲示をさせていただくとか、そんな形はさせていただくような形は、今、検討はさせていただいているところでございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

利用者の方への説明義務はあると思うんですね。待望の児童館だけに、期待の気持ちも大きいだけに、こういったことに関して出てきたことに対して不安を残さないようにしていただくのが行政サービスの質の向上でもあり、クオリティーを保っていく。建物をつくるだけでなくということをお思いますので、ぜひ何らかの形で、例えば、園の中のお母さんに見える形でいいので、安全に施工されておりますということだけでも宣言をしていただければなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

また、今回のことは副市長からもお言葉をいただきましたけれども、何か疑義を生じさせてし

まうような説明もあつたりとか、現にできていることとできてないことの仕分けができてなかつたりとかいうことがあつてこういう状況になっていることをしっかり認識をしていただきたいなと思つております。

この説明の不備不足があつたことに対して課題を明確にして、どうとらえて、どうしていくかということ、さつき加藤委員からも質問がありましたけれども、全庁的に見ていくことの1つの要因でもあると思いますので、ぜひ、法令遵守を改めてしっかりしていただいて、より一層責任感を持って完工まで進めていただいとつております。市民に安心していただけるサービスの提供にさらに努めていただきたいと思つております。これは強く要望して私のほうからの質問は終らせていただきます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

以上で、飛永委員長の質疑を終わります。

ここで私、委員長の職を終了し、飛永委員長にお願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑はよろしかったですね。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、議案第67号 工事請負契約（（仮称）西枇杷島児童センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

全員賛成でございます。

よつて、議案第67号 工事請負契約（（仮称）西枇杷島児童センター新築工事）の一部を変更する契約の締結については、原案どおり可決されました。

ただし、議場で委員長報告をさせていただく際に、委員の方からも要望もはっきり出ておりますので、委員長報告の際には委員長のほうから要望事項、具体的な事項をしっかりと議場で報告をさせていただいて、最終決裁を諮りたいと思つておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、もう1点、これを受けまして、委員の方からもご意見をいろいろいただいとつたん

ですけれども、契約業務、契約に基づく工事等の施工に関するチェック機能を持つ部署、こういったものをきちんと設けたほうがいいんじゃないかというお話が実は多々出ておりました。委員の方にも今お話をして、こういう要望書を議案の審議と別に出させていただいたらどうだということがありましたので、原案をつくったので、文書を読ませていただいて、出すかどうか委員に諮りたいと思います。

「清須市では、現在、予算を持つ事業課が設計監理業務、契約業務、契約に基づく工事施工等を行っている。しかし、こうした工事施工に関する契約等については、専門知識を持ち、業務内容を十分に理解した上で業務を遂行することが必要であると考え。図らずも令和元年9月議会定例会、今12月議会定例会において、工事請負契約の締結議案や工事請負契約の一部を変更する契約の締結議案について事前の調査不足、設計監理業者、あるいは施工業者との連携連携調査の不足などの事案が見受けられたところである。この原因の1つとして、予算を持つ事業課で専門知識に十分明るくない職員が事業を進めていかななくてはならない現状がある。そこで、契約業務工事施工等に関する専門知識を有し、工事等の施工に関しチェック機能を持つ部署があれば、事業課はその都度相談をしたり、指導を受けたりしながら業務を遂行していくことができる。また、契約や工事施工等に関する業務は、関係法令の遵守は当然のことながら、やはり専門知識と経験が重要である。これらのことから、契約を始め、工事施工等の専門知識を有し、チェック機能を持つ部署の必要性を認識いたし、市長に対し強く要望するものである。令和元年12月、清須市長 永田純夫様」という要望書を後日差し入れさせていただきたいと思いますが、委員の方、今、読ませていただきましたが、こういったことで御理解・御協力いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

では、これは後日、議長に提出の上、委員会のほうからはこういう意思がありますということ意思表示をして、議長の諮った上で今後取り扱いをどうするかということを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、福祉委員会に付託されました全議案についての審議は終了いたしました。

これをもちまして、福祉委員会を閉会いたします。

2日間御苦労さまでございました。

（ 時に午前11時30分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月16日

福祉委員会委員長 飛 永 勝 次